



令和 5 年 7 月 7 日

一般社団法人長野県電設業協会
代表者 殿

長野労働局長



時間外労働の上限規制に係る周知について（依頼）

平素より労働基準行政の推進に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

建設の事業、自動車運転の業務、医業に従事する医師等に係る時間外労働の上限規制については、これまで適用が猶予されてきたところですが、期間満了に伴い、令和6年4月1日から適用されることとなっています。

建設業に従事する労働者や自動車運転の業務に従事する労働者の長時間労働の背景には、短い工期の設定や、荷下ろしを行う際の長時間の待機といった取引慣行上の問題など、個々の事業主の努力だけでは解決することが困難な課題がみられます。

こうした労働者について長時間労働の改善を図り、上限規制を円滑に適用していくためには、建設業や運輸業等が抱える課題について発注者や荷主といった取引関係者をはじめとした国民一人一人が理解を深め、課題の解消に向けて協力を得ることが必要です。

そのため、厚生労働省においては、このような課題や国民一人一人に協力をいただきたい内容について、特設サイト（通称：はたらきかたススめ特設サイト、URL：<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>）を設置し、働き方改革PR動画「はたらきかたススめ」を掲載するなど、社会全体において建設業や運輸業等の長時間労働の改善に向けた機運の醸成を図ることとしました。

つきましては、貴職におかれましても趣旨を御理解いただき、ポスターの掲示のほか、ウェブサイトリンクを掲載するなど、周知を賜りますようお願い申し上げます。



建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師の「働き方改革」を進めるため、時間外労働の上限規制が適用となります！

長時間労働の解消などによる労働環境の改善により、働く人、一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指します。

暮らし、はたらき、ともにスズメ!

働き方改革
コンダクター
小芝風花